

貿易保険における環境社会配慮確認のためのガイドライン

実施状況の確認調査報告

平成26年6月

独立行政法人日本貿易保険

## 目次

1. 環境ガイドラインの実施体制及び適用案件	1
2. 環境社会配慮の確認手続	1
3. 意志決定への反映	5
4. 内諾後の環境社会配慮	5
5. 情報公開	6
6. ガイドラインの遵守の確保	7
7. 纏め	7

## 1. 環境ガイドラインの実施体制及び適用案件と調査対象案件

### (1) 実施体制

NEXI は、保険契約の対象となるプロジェクトのうち全ての2年以上の案件を対象に環境（自然のみならず、非自発的住民移転や先住民族等の人権の尊重他の社会面を含む。以下同じ。）に及ぼす可能性のある影響が回避又は緩和されるよう、当該プロジェクト実施者により環境社会配慮が適切に行われているかについて確認することとしている。

NEXI は、保険契約を締結する上での審査の一環として環境社会配慮確認を位置づけており、審査部の中に環境グループを設置し、カテゴリ分類、カテゴリA及びB案件のレビューそしてモニタリングを行っている。

NEXI での環境レビューに関しては、必要に応じて第三者の外部専門家を活用することとしているが、カテゴリAの環境レビュー時は必ず外部専門家に環境レビューの支援業務を委託している。

なお、カテゴリAの環境レビューに際しては、原則現地実査を行うこととしているが、株式会社国際協力銀行(JBIC)との共通の案件に就いては、輸出金融案件に関してJBICとの間で締結した「輸出金融案件における環境社会配慮に係る協力に関する協定書」により、通常はNEXIによる実査を省略しJBICから当該案件の環境社会配慮に関する情報を受領し、その情報をも勘案しつつ環境レビューを行うようにしている。

### (2) 適用案件と調査対象

現行の環境ガイドラインが施行された2009年10月以降2013年12月末までにスクリーニングフォームを受領しカテゴリ判断を行った件数は417件。内訳は、カテゴリA 88件、カテゴリB 31件、カテゴリC 298件。

本実施状況確認調査の調査対象は、JBICが実施した調査対象と同じ2013年3月31日までに保険契約に至った全案件のカテゴリA47件、カテゴリB15件とした。ただし、同一プロジェクトに複数の保険契約を締結している案件があり、これらの重複を考慮すると、実際のプロジェクト数としてはカテゴリAが34件、カテゴリBは13件となる。なお、カテゴリCに就いては、スクリーニング及びカテゴリ分類に就いて、同様に重複を考慮し前述の298件中243件を対象とした。

## 2. 環境社会配慮の確認手続

### (1) スクリーニングとカテゴリ分類

NEXI は、輸出者等から提出されたスクリーニングフォームに基づき、保険契約の対象となるプロジェクトをカテゴリA、B、Cのいずれかに分類し、カテゴリ

A及びBに就いては環境レビューを行い、カテゴリCに就いてはレビューを省略している。

カテゴリ判断に於いては、輸出者等から提出されるスクリーニングフォームで概ね必要な情報を入手し判断してきているが、時折追加情報を要求し確認を行う案件もあり、輸出者等に質問を行うこともあった。

カテゴリ分類結果については、ステークホルダーから一度質問を受けたことはあるが、他特に質問を受けたこともなく、適正に判断できているものと理解している。

## (2) 環境レビュー

### ① カテゴリA

環境ガイドラインでは、負の環境影響の回避、最小化、緩和又は代償及び環境改善を図るための方策も含め、プロジェクトが有する潜在的な正及び負の環境影響を確認することとしている。

NEXIは、第三者である外部専門家を活用し、公表しているセクター毎のチェックリストを基に各項目に就いて確認を行っている。レビュー対象案件が複数のセクターに及ぶような場合は、それぞれのチェックリストを用いて環境レビューを行ってきているが、セクターに当てはまらない案件もあり、その都度関連するセクターのチェックリストを参照しつつ環境レビューを行っていた。

一方、カテゴリA案件に就いては、輸出者等は、環境アセスメント報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書を提出することとなっており、調査対象とした34件に就いては、全件環境アセスメント報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書を入手し公開している。その公開方法は、33件がウェブ上で1件が本店での閲覧となっていた。

なお、カテゴリA案件では、原則実査を行うことにしているが、工業団地内の案件で、近隣に居住者がおらず机上調査で環境レビューを完了できると判断された案件の1件、JBICとの協定書に基づき情報提供を受けた案件1件については実査を省略し入手資料によるレビューを行った。

### ② カテゴリB

環境ガイドラインでは、カテゴリAよりその範囲は狭いとしながらも、負の環境影響の回避、最小化、緩和又は代償及び環境改善を図るための方策も含め、プロジェクトが有する潜在的な正及び負の環境影響を確認することとしている。

NEXIは、カテゴリA案件と同様に公表しているチェックリストを基に各項

目に就いて確認を行っている。勿論、影響を及ぼし易い特性や影響を受けやすい地域あるいはその近傍には立地しないため、確認項目はカテゴリ Aよりは自ずと少なくなる。

輸出者等から提供される情報により環境レビューを実施しているが、それで不十分の場合、輸出者等を通じてプロジェクト実施者に対して質問状を送付し、回答を得ることで環境レビューを行っていた。

### ③ 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮

#### • 基本的事項と対策の検討

カテゴリ Aの34件において、20件は、既存施設の拡張、既存工業都市内の建設や鉱物資源採掘であり、立地など代替案の検討が行われるような案件ではなかった。一方、9件に就いては、サイト、工法など環境影響・経済性についての代替案などが検討されたことを確認した。また、5件に就いては、マスタープランの中の一プロジェクトであったりと、実施国において必要性が評価され計画に至ったと認識できるものであり、プロジェクトによる影響低減措置が検討され評価されていることを確認した。

また、専門家等からなる委員会を設置して意見を求めることとした案件は確認されなかったが、サイト選定において複数の関係省庁並びに事業地が属する州の灌漑委員会等の代表者が委員会を構成し選定した案件が1件確認されていた。

モニタリング計画に就いては、34件全てのプロジェクトで計画されていることを確認している。

#### • 検討する影響の範囲

レビューにおいて公表しているチェックリストを用いて確認しており、特に検討する範囲としての問題が確認された案件はなかった。

#### • 法令・基準、計画等との整合

レビューにおいて、公表しているチェックリストを用いて確認しており、実施地における法令、基準の遵守、環境許認可取得時に付された条件、自然保護や文化遺産保護の為に指定した地域か否かなども確認しており、特に問題が確認された案件はなかった。なお、特種なケースとして、工業都市を建設後にその事業地国の自然保護区に指定され、全ての立地企業が参加する工業都市管理組織が主導し実施している環境管理計画に従って開発計画を立案・実施するとともに自然保護活動を進めるというケースがあった。

- **生態系及び生物相**

違法伐採が確認されたものはなく、商業伐採を伴うプロジェクトも無かった。なお、森林伐採が行われる若しくは水没するプロジェクトに関しては、同等若しくはそれ以上の植林を行うとしていることを確認している。

一方、貴重種の生息地に就いて“可能性あり”若しくは“あり”とする案件が16件あったが、それぞれに対策が講じられている若しくは講じることを確認し、特に問題が確認された案件はなかった。

- **社会的合意及び社会影響**

カテゴリA案件に就いて、34件中、30件に就いては事業者が住民等への説明会を行い反対が確認されているものはなかった。一方、住民説明会が実施されていなかった4件に就いては、2件が拡張案件で、且つ環境省が住民への説明不要と判断していたもの、1件が再生可能エネルギープロジェクトで情報公開をしつつ苦情が特にないもの、残り1件は事業者でなく地方政府が説明を行ったというもので、事業地において地域住民と問題になっているプロジェクトは確認されていない。

なお、環境省が不要と判断したことから住民説明を行っていない2件と地方政府が説明を行ったプロジェクト1件に就いて、補償に関して合意済みであったことを確認している。一方、再生可能エネルギープロジェクトでは、用地の購入や賃貸といった個別対応で地域住民と問題無く事業を進めていたことを確認している。

- **非自発的住民移転**

カテゴリA34件中、非自発的住民移転も経済的移転も発生しない案件が14件、非自発的住民移転若しくは経済的移転が発生する案件が、18件、不法居住者のみの移転を確認したプロジェクトが2件あった。

非自発的住民移転若しくは経済的移転が発生する案件18件のうち、1件が非自発的住民移転のみが発生する案件であり、10件が非自発的住民移転及び経済的移転が発生する案件、7件が経済的移転のみ発生するプロジェクトであった。

補償に関する住民への説明は、16件について実施を確認し、その他1件が土地所有者と個別交渉というケース、残り1件はプロジェクトサイトの県レベルの補償委員会が住民の代表としてプロジェクト実施者と交渉を行い、全戸別に補償パッケージを作成の上、被影響世帯、自治体、補償委員会、プロジェクト実施者とで契約に署名を行うというものであった。

18件中、合意形成済みとなっていたのが10件、合意形成中であったものが8件であった。当該8件のプロジェクトに就いても、補償レベルに就いて問題があると確認したものはなかった。

なお、不法居住者のみの移転を確認した2件のプロジェクトに就いては、不法居住者であっても学校・医療施設・商業施設等を用意したサイトに移転することで全世帯と合意していることも確認した。

- **先住民族**

先住民族乃至は少数民族の居住を確認したものは8件あり、民族慣習に配慮するとしていたプロジェクトや、家畜の移動ルートを妨げないような配慮をするプロジェクトがあった。一方、8件中の5件はベトナム国であったが、同国においては法令によりどの民族も平等に扱われることになっており、民族慣習への配慮が行われたうえで補償等の権利が守られていることを確認している。

- **モニタリングとフォローアップ**

カテゴリAの34件に就き、全プロジェクトにモニタリング計画が含まれていたことを確認している。

### 3. 意志決定への反映

環境ガイドラインでは、スクリーニングフォーム及び環境レビューの結果を考慮して、内諾可否等の意志決定を行うこととしており、更に輸出者等又はプロジェクト実施者が環境社会配慮を確実に実施するために必要と考える場合、内諾書、保険証券その他これらに付随する文書に環境社会配慮上の条件（以下「環境特約」という。）を付すことがあるとしている。

環境社会配慮確認は、保険契約締結の為の審査の一環であり、カテゴリA及びカテゴリB案件のレビュー結果に就いては、意志決定の為の決裁文書の一部を構成している。

従って、カテゴリA及びカテゴリBに分類された案件に関する内諾可否或いは保険契約締結の意志決定に考慮されていた。

また、カテゴリA及びカテゴリB案件に関しては、すべからく環境に関する条件を特約として付しており、被保険者をして環境社会配慮の実施を促し、モニタリング結果の入手についても条件付けていた。

### 4. 内諾後の環境社会配慮

環境ガイドラインでは、必要に応じて、内諾をしたプロジェクトについて環境社会

配慮が適切に行われているかどうかに関する情報の提供を輸出者等を通じて当該プロジェクト実施者に求める場合があるとし、また、カテゴリA及びBに属するプロジェクトについては、原則として、内諾後一定期間、プロジェクト実施者によるモニタリングのうち重要な項目について、輸出者等を通じて当該モニタリング結果の確認を行うとしている。

カテゴリA及びB案件に就いては、前述の通り、モニタリングを条件付けており、保険責任期間内においてモニタリング結果の確認を行っている。必ずしも提示期限内に受領できていない場合もあるが、必要な確認を行っている状態であることが確認された。

一方、プロジェクトの環境社会配慮に関し事態の改善が必要であると判断した場合には、当該プロジェクトの内容及び輸出者等が当該プロジェクトへ関与しうる程度を勘案したうえで、輸出者等を通じて、当該プロジェクト実施者に対して適切な対応を求める場合があるとしており、モニタリングの項目を追加したケースや改善対策の説明を求めたケースがあった。

なお、スクリーニングフォームの記載内容が事実と反していることが判明し、内諾を取り消したものの、保険契約を解除したものはなかった。

## 5. 情報公開

NEXIは、環境社会配慮確認の透明性及びアカウンタビリティを確保するため、輸出者等の商業上の秘密を尊重しつつ、プロジェクトの性質に応じ、環境社会配慮確認に関する情報の公開に取り組むとしており、カテゴリ分類の結果及び環境レビュー結果に就いて、NEXIのウェブサイトに掲載している。

カテゴリAのプロジェクトに関する環境アセスメント報告書については、34件中33件を掲載しており、1件を本店での閲覧としていた。事業実施国に於いて法令上公開を義務づけられておらず、環境アセスメント報告書が公開されていなかったプロジェクトが1件あったが、事業者の承諾のもと、NEXIウェブサイト上では公開した。なお、当該プロジェクトに就いては、環境アセスメント報告書が公開されてはいなかったが、事業者はコンサルテーション会合を開催し情報提供に努めていたことを確認しており、且つ要求あれば環境アセスメント報告書を含むプロジェクトの情報を提供するとしていた。

一方、モニタリング結果について、プロジェクト実施国で一般に公開されている範囲内に限り、その結果をウェブサイト上で公開することとしていたが、モニタリング結果の当該国での公開について、どのような情報がどこで公開されているかの確認が十分ではなく、その結果、公開についても対応ができていない状況であることが確認された。



## 6. ガイドラインの遵守の確保

環境ガイドラインでは、NEXI はガイドラインに示された方針や手続が適切に実施され、ガイドラインの遵守が確保されるよう努めるとし、更には、環境ガイドライン不遵守に関する異議申立を受け付け、必要な措置をとると定めている。

NEXI は、環境ガイドライン審査役 1 名を社外から任命し、四半期に一度環境グループが業務実施状況を説明している。また、各国の異議申立手続担当機関（Independent Accountability Mechanism。以下「IAM」）による非公式会合にも参加している。

## 7. 纏め

NEXI における環境ガイドライン実施状況について、スクリーニングとカテゴリ分類、環境レビュー、意志決定への反映、内諾後の環境社会配慮に就いては、概ね環境ガイドラインを遵守していることが確認された。他方、情報公開に就いては、カテゴリ分類結果及び環境レビュー結果、そしてカテゴリ A に関する環境アセスメント報告書などの入手状況については、環境ガイドラインを遵守していたが、プロジェクトの実施国で一般に公開されているモニタリング結果のウェブサイト上での公開に就いては、改善すべき点として確認された。従って、是正措置を講じ着手し始めたところである。